# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立分) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県教育委員会は、奨学のための給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

滋賀県教育委員会

### 公表日

令和5年7月31日

### 即本样把

_1					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立分)				
②事務の概要	滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金実施要綱に基づき、低所得世帯における授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減に資するため、奨学のための給付金を支給する。				
	奨学のための給付金認定申請の受理、審査、決定、通知において、特定個人情報ファイルを使用する。				
③システムの名称 統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名					
滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金支給情報ファイル					

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第9条第2項

・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(4)

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特 定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(4)

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	教育委員会事務局教育総務課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

請求先

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 教育委員会事務局教育総務課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4587

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

教育委員会事務局教育総務課 連絡先 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 所在地 電話番号 077-528-4587

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かい時点の計数か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	15年3月31日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	15年3月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[    基礎	項目評価書	]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの記	委託		[ O ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ 〇 ]提供・移転しない								
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[〇]自	己点検	[ ]	] 内部監査 [ ] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・日	<b>各</b>							
従業者に対する教育・啓発	[ +:	分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I-3法令上の根拠	滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案 別表第1教育委員会の項第4号	滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(4)	事後	
平成31年3月29日	I−4−②法令上の根拠	滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案 別表第1教育委員会の項第4号	滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教育委員会の項(4)	事後	
平成31年3月29日	Ⅰ-5-②所属長の役職	教育総務課長	課長	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ-1「いつの時点の計数か」	平成30年9月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ-2「いつの時点の計数か」	平成30年9月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
平成31年3月29日	<b>IV</b> −1	新設	基礎項目評価書	事後	
平成31年3月29日	IV−2	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ-3(不正な紐付け)	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ-3(不正アクセス)	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV-4	新設	委託しない	事後	
平成31年3月29日	<b>IV</b> −5	新設	提供・移転しない	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ-6(目的外の入手)	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ-6(不正な提供)	新設	接続しない	事後	
平成31年3月29日	IV-7	新設	十分である	事後	
平成31年3月29日	IV-8	新設	自己点検	事後	
平成31年3月29日	IV-9	新設	十分に行っている	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ①部署	教育委員会事務局教育総務課	教育委員会事務局高校教育課	事後	組織名の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 教育委員会事務局教育総務課	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 教育委員会事務局高校教育課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-4587	事後	組織名の変更
平成31年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先		教育委員会事務局高校教育課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-4587	事後	組織名の変更
令和3年6月10日	I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ①部署	教育委員会事務局高校教育課	教育委員会事務局教育総務課	事後	組織名の変更
	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 教育委員会事務局高校教育課	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 教育委員会事務局教育総務課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-4587	事後	組織名の変更
令和3年6月10日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先		教育委員会事務局教育総務課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-4587	事後	組織名の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4.情報ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成 28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用等に関する条例(平成27年12 月25日滋賀県条例第61号)第2条 別表第1 教	の番号の利用等に関する法律第19条第9号に 基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成 28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条 ・滋賀県行政手続における特定の個人を識別	事後	
令和5年7月31日		高等学校等就学支援金事務処理システム、統 合宛名システム、中間サーバー	統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和5年7月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和5年3月31日時点	事後	